

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1099020	補助事業で整備しようとする施設の将来における目的外使用の事前承認の容認	複数の目的で整備する複合施設を整備するにあたり、補助事業を導入する場合、その補助事業が導入される空間について、整備時点で法第22条に定める目的外使用の承認を受けることで、将来において、補助事業の目的以外にも使用できるようにすること。	<p>複数の目的をもつ施設の整備で、それぞれの目的に応じて導入する補助金の目的外使用を容認すること。</p> <p>本市では、学校、保育所、生涯学習センター、都市農村交流施設の複数の機能を有する施設整備を検討している。その検討過程の中で、複数の目的をもつ施設の中での活用については、それぞれの目的の空間の割合を柔軟に変更しながら利用したいと考えている。</p> <p>例えば、学校として使用していた空間を保育所や地域住民の交流の場へ転用して使用できるようになれば、個々の目的で生じる余剰空間の有効活用が常にできるようになり、社会環境の変化にも柔軟に対処も可能になるなど、公の施設の効率的な利用につながる。</p>	<p>提案理由:本市では、学校の改築に併せて、保育所、生涯学習センター、都市農村交流施設機能としても活用できるひとつの施設として整備ができないか検討している。しかしながら、現行の補助制度では、ひとつの目的で整備する場合、将来にわたり別の目的で使用することが制限されている。このため、それぞれの施設を目的毎に、フルセットで整備しなければならない。また、児童数の増減などの変化にも対応できず、利用されない空間も当然発生する。</p> <p>本提案の措置により、ひとつの施設の中で、目的別に使用される空間の割合を柔軟に変更できるようになれば、整備する建物をムダなく利用でき、効率的な行財政運営へとつながる。</p> <p>代替措置:別の特区提案で、教育委員会が所管する施設を、市長が管理できるようにするよう求めている。この提案も同時に措置されれば、市長のもとで一体的な管理運営が図られることが可能である。</p>	岩手県	遠野市	財務省
1011010	サトウキビ汁によるワイン等の製造実験にかかる試験製造免許取得の要件緩和	キビ酢の製造過程において芳醇なワインの香りが漂い、ワインとしての開発が期待されることから今後研究実験を行っていきたいが1度以上のアルコール分が検出されることが予想されるため、試験製造免許を取得したい。しかしながら税務署の指導は大学等への研究委託であった。このため、この指導によることなく試験製造免許が取得できるよう要件の緩和を提案する。	本町には農業・水産業・伝統工芸品等にオンリーワンの素材が数多く存在することから、それぞれに付加価値を付け特産品化に向け積極的に取り組んでいるところである。また行政においても地域再生計画の認定を受けることにより、地域提案型雇用創造促進事業を導入し新たな視点で地域資源を捉え、不利生を優位性に変えていく必要があるとの視点から、特産品の開発等に積極的に取り組んでいる。特に本町の基幹作物であるサトウキビが平成19年産から品目別取引に移行することから、農家所得の安定性を図る上からもサトウキビの多面的な利活用の研究は極めて重要なことであり、本町の活性化に繋げることができる。	この件に関する税務署の指導は「製造免許の取得が困難であれば、大学等の研究機関への研究依頼」等であった。しかしながら現段階においては、あくまでも可能性の研究であり、事業化する段階に至っていないのが現状である。また、大学等の研究機関への研究依頼については、外海離島という地理的なハンディがあることから、本土に所在する研究機関と十分に連携を図ることが困難である。したがって、今回のようなケースに限り特例として試験製造免許が取得できるよう規制緩和を提案したい。なお、特例の適用にあたっては何ら弊害は発生しないと思われるが、責任は提案者が負うものとする。	鹿児島県	個人	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1013010	一般酒類小売業免許の取得要件の緩和	梅ワインの等の原料である梅を生産する地元任意団体が、当該梅ワインを販売するため、一般酒類小売業免許を取得する場合には、通達に定める「販売能力及び所要資金」の要件を緩和する。	梅ワイン・梅酒などの原料となる梅を生産する地元協議会が、当該酒類を協議会自ら直接販売することにより、経営基盤の安定と地域ブランドの確立を目指す。具体的には、梅の里梅園で収穫した無農薬の梅を使用した梅の関連商品と併せて、新たに整備する販売所で酒類の通年販売を行う。また、町内の観光施設、イベント会場さらには、近隣の観光施設などにおいても期間限定販売を行い、協議会の収益の増(経営基盤の安定)を図り、地場産業の活性化、引き続き、都市と農村の交流づくり事業などを展開していく。	観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽、青梅の販売・加工、梅ワインの製造。梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地場産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨に工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の酒小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のうえでも、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来ないか、所轄の税務署と協議をしてきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上(梅園の維持管理など)、後継者の育成、さらに経営基盤の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。	栃木県	市貝町	財務省
1013020	期限付酒類小売業免許の取得要件の緩和	梅ワインの等の原料である梅を生産する地元任意団体が、当該梅ワイン等を地元即売会や祭事会場等で販売する場合には、通達に定める「申請者が製造者又は酒類販売業者」でなくとも期限付小売業免許を取得できるようにする。	梅ワイン・梅酒などの原料となる梅を生産する地元協議会が、当該酒類を協議会自ら直接販売することにより、経営基盤の安定と地域ブランドの確立を目指す。具体的には、梅の里梅園で収穫した無農薬の梅を使用した梅の関連商品と併せて、新たに整備する販売所で酒類の通年販売を行う。また、町内の観光施設、イベント会場さらには、近隣の観光施設などにおいても期間限定販売を行い、協議会の収益の増(経営基盤の安定)を図り、地場産業の活性化、引き続き、都市と農村の交流づくり事業などを展開していく。	観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽、青梅の販売・加工、梅ワインの製造。梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地場産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨に工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の酒小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のうえでも、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来ないか、所轄の税務署と協議をしてきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上(梅園の維持管理など)、後継者の育成、さらに経営基盤の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。	栃木県	市貝町	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1032030	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考えるが、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンリーワンのオリジナルワインに対して採算性の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し、特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等を含めて地域通貨で徴収する事により、特区以外での流通と税の滞納を予防出来る。又、長期滞在観光者やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。	<p>提案理由： 鞆町では、1970年には1万人以上いましたが、人口は減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。65歳以上の割合は、現在36.7%と高齢化率が高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。 原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧され、集落機能の維持が困難になることは目に見えている。</p> <p>代替措置： そこで、地域特性を活かした酒類製造産業を創出する事により、国際交流が活発化し、観光産業等の活性化、そして地域通貨による決済によって地域再生が実現可能と考える。</p>	広島県	個人	財務省
1068010	酒、酢の製造と販売の要件緩和	酒を製造免許を受けるには、最低製造数量基準を満たす必要があるが、地域の原産品を原料に利用する場合は限定して数量にかかわらず、酒や酢の製造及び販売する免許の規制を緩和する。 具体的には、古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使った酒類・酢を最低製造数量基準にかかわらず製造、販売することができるようにする。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使う酒類・酢を製造することで地域の特産品とし、地域の活性化を図る。 2) 他所にない地域原産品種の栽培推進とその利活用による地域農業の活性化(地域原産品種の保存と消滅の防止) 3) 酒、酢、他加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化 4) イベントや宿泊施設等における販売と利用による都市住民との交流・連携強化および地域文化への認識・理解の醸成 5) 栽培、収穫、加工を子供達との共同作業で家庭教育からも食育、地域の文化歴史への理解醸成をする。 	<p>かつて酒は文化、歴史の象徴であり、地域の交流と融和の手段にもなり地域活性化の一翼を担っていた。しかし、免許制度の場所や製造量等の規制により各種の特徴ある酒は少なくなり、特に地域性があり、原料の少ない酒は製造が困難になり消えていった。特区の規制緩和で「どぶろく特区」が認められているが、地域の米、水、酒母、醸造環境の違いが大きい部分である。 今回の目的は地域の活性化であり ・地域原産の地域名の付いた作物品種の保存と利活用により地域の活性化を実施する。地域原産の渋柿の自然消滅を防止するとともに活用する。 ・平成18年4月から地域名や地域性、地域の歴史を付加した商品の販売が可能になった。 ・子供達に地域の歴史・文化の理解をさせることで地域への愛着を醸成する。 ・地域性のある原料を利用して農業のみならず異業種との連携を強化し地域活性化を促進する。 ・地域を高揚させ都市住民との交流を強化する。</p>	福岡県	個人	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1109280	ブランディー定義でのワサビ等の使用	<p>当社はウイスキー類ブランディーの免許を取得しているが、酒税法上製造下限値が6klとなっている。製造するに当り伊豆の特産物である、わさび、いちご等を用いて、色、味を着けたい。酒税法上「スピリッツ」や「リキュール」になり、新たにその免許が必要になったが、今回の改正法施行により、「リキュール」製造の場合に下限数値6klのクリアが不要となった。しかし、「スピリッツ」は依然下限数量達成が必要である。ブランディーの免許所得者には、「スピリッツ」の範疇に入る酒でも、ブランディーの免許で製造可として戴きたい。</p>	<p>当社はウイスキー類ブランディーの免許を取得しているが、酒税法上製造下限値が6klとなっている。製造するに当り伊豆の特産物である、わさび、いちご等を用いて、色、味を着けたい。酒税法上「スピリッツ」や「リキュール」になり、新たにその免許が必要になったが、今回の改正法施行により、「リキュール」製造の場合に下限数値6klのクリアが不要となった。しかし、「スピリッツ」は依然下限数量達成が必要である。ブランディーの免許所得者には、「スピリッツ」の範疇に入る酒でも、ブランディーの免許で製造可として戴きたい。</p>	<p>ブランディー製造時に伊豆の特産物である、わさび、いちご等を用いて、色、味を着けたい。酒税法上「スピリッツ」や「リキュール」になり、新たにその免許が必要になったが、今回の改正法施行により、「リキュール」製造の場合に下限数値6klのクリアが不要となった。しかし、「スピリッツ」は依然下限数量達成が必要である。伊豆特産品使用による地域振興のためブランディーの免許所得者には、「スピリッツ」の範疇に入る酒でも、ブランディーの免許で製造可として戴きたい。</p>	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省
1119020	難病と闘う特区	<p>経歴及び知識・能力等の件 鉄工所経営者の為、清酒造りの知識・能力は持ち合わせておりませんが、大豆、小豆等有機物に酵母菌等を混ぜて発酵して時間が経過すればアルコール飲料に載ります。 そのアルコール飲料を熱処理消毒しないで生きている微生物のアルコール飲料を製造する。 清酒造りの知識・能力等がなくても雑酒造りの免許を交付して戴きたい。</p>	<p>大豆、小豆等、有機物に酵母菌等を混ぜて発酵し、時間が経過するとアルコール飲料と載ります。 体に良いという酢と百薬の長とされる酒が混合したアルコール飲料を造り、熱処理消毒を施さないで生きた微生物が体内に吸収され血液と混り炭酸ガスで汚れた血液の炭酸ガスを(植物が炭酸ガスを酸素に替える如く)酸素に替えて、浄化致します。 アルコールが血液中の病原菌を消毒して難病と闘います。</p>	<p>リュウマチ、パーキンソン病、認知症、B型肝炎、C型肝炎、目の病気(緑内障、白内障)、血小板不足、糖尿病、その他の難病、直す薬がない状態です。この対策には世界の大企業が研究をしているが今だ完成されていない。 血液が汚れて(動脈の血液が静脈の血液と同じように炭酸ガスが多く混入している)いるので綺麗にすることにより難病は改善することができます。</p>	静岡県	個人	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1107010	保税地域の許可のみなし	一定の要件を満たす企業が、県が貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域として指定している区域において、事業の実施のため、倉庫や工場等を立地する場合には、当該施設について竣工と同時に保税地域の許可を取得したものとみなす。	秋田湾産業新拠点(秋田港に整備されている大規模産業用地)の貿易・投資環境の向上を図るため、当該地域に企業が立地する倉庫や工場については、保税地域の許可を受けたものとみなす。 具体的には、県が秋田湾産業新拠点を貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域に指定し、当該地域において事業を実施できる主体、事業の種類、整備できる施設等の要件を定める。事業者が当該地域において実施する事業の計画について、県が定めた上記要件を満たすものとして認定を受けた場合、その事業者は、認定を受けた事業計画中の施設を整備したときに、保税地域の許可を受けたものとみなす。	生産工程における国際水平分業の進展とこれに伴う貿易量の増加、SCMの効率化への要請など、最近の貿易の状況を考えると、港湾地域内への貿易関連企業の集積は、企業の物流効率化に大きく寄与し、同時に日本産業の国際競争力の強化に資するものといえる。この点、秋田港は中国・ロシアに近いという地理的優位性を有し、また、秋田港の利用圏域内には、高付加価値型産業が集積していることから、当該港湾地域への貿易関連企業の集積は、より効率的に物流コストの削減やリードタイムの短縮を実現し得る。よって、秋田湾産業新拠点に保税地域の特例を創設し、かつ、他の規制緩和措置や国・県の産業振興施策を併せて推進することにより、当該地域への貿易関連企業の集積及び対日投資を促進し、もって、企業の物流コストの削減、及び日本産業の競争力強化を目指す。(別紙提案理由書あり)	秋田県	秋田県	財務省
1107020	臨時開庁手数料の軽減措置の拡充	現行法では、臨時開庁手数料の軽減は、関税法施行令第87条の2第2項の要件具備が必要であるが、県が貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域の指定をした場合、当該地域内で事業を実施する事業者の臨時開庁手数料については、軽減措置の特例を受けることができるものとする。	秋田湾産業新拠点(秋田港に整備されている大規模産業用地)の貿易・投資環境の向上を図るため、当該地域を貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域に指定し、当該地域で事業を実施する事業者の臨時開庁手数料を軽減する。	生産工程における国際水平分業の進展とこれに伴う貿易量の増加、SCMの効率化への要請など、最近の貿易の状況を考えると、港湾地域内への貿易関連企業の集積は、企業の物流効率化に大きく寄与し、同時に日本産業の国際競争力の強化に資するものといえる。この点、秋田港は中国・ロシアに近いという地理的優位性を有し、また、秋田港の利用圏域内には、高付加価値型産業が集積していることから、当該港湾地域への貿易関連企業の集積は、より効率的に物流コストの削減やリードタイムの短縮を実現し得る。よって、秋田湾産業新拠点に保税地域の特例を創設し、かつ、他の規制緩和措置や国・県の産業振興施策を併せて推進することにより、当該地域への貿易関連企業の集積及び対日投資を促進し、もって、企業の物流コストの削減、及び日本産業の競争力強化を目指す。(別紙提案理由書あり)	秋田県	秋田県	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1113020	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築 (国際防災協力特区)	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資等を受け入れるため、税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	沖縄県	与那国町	財務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府
1113060	不開港状態の与那国島でのクリアランス船等の入港促進と実績評価に係る特例措置 (クリアランス船等受け入れ促進特区)	与那国島では、これまで、外国船籍の大型クルーズ船の入港証明手続き等は行われているものの、関税法上の不開港状態にあること等から、目下石垣港に集中し、様々な問題をも引き起こしているクリアランス船の航行ルートに近接しながら、その受け入れ港になり得ない状況にある。下記提案理由に基づきクリアランス船等外国船舶を受け入れるにあたり、税関長による不開港出入許可の緩和・迅速化、外国貿易船出入港実績へのクリアランス船隻数のカウントなど、与那国島でのクリアランス船受け入れと国境離島の開港促進に資する特例措置を講じる。	与那国町では、下記の提案理由に基づき、目下石垣港に過度に集中するクリアランス船の分散・機能分担に寄与し、かつ、国境最西端の立地を生かした近隣アジア地域との新たな国際交流拠点の形成を目指す見地から、当該クリアランス船の一定数を受け入れる方針である。そのため、現在、関税法上の不開港状態の与那国島へのクリアランス船等の外国貿易船の入港にあたっては、税関長による不開港出入許可の緩和・迅速化を図るとともに、開港要件である外国貿易船出入港実績への当該クリアランス船隻数のカウントなど、与那国島でのクリアランス船受け入れと国境離島の開港を促進する特例措置等を講じてもらいたい。	中国 台湾間を第三国経由で往来するクリアランス船のうち、石垣港に立ち寄る同船舶は増加の一途を辿り、昨年は前年比19%増の5,168隻となっている。かかる状況下、現地では、別添の八重山漁協要望書のとおり、漁場荒廃や営漁時の安全障害など持続可能な漁業を脅かす深刻な諸問題が発生し、海底送電ケーブル切断事故等も生じている。 与那国町は国境最西端の立地を生かした新たな国際交流拠点の形成を目指しており、目下石垣港に過度に集中するクリアランス船の分散・機能分担に寄与しつつ、「国境離島型開港」を目指す方針である。特に与那国は中台直行ルートに近接しており、所要時間短縮や燃料費削減など運航側のメリットも創出可能である。現在「不開港」状態にある与那国でのクリアランス船等の入港につき実効的措置(要件緩和・促進策等)を講じることにより、上記問題の改善にも資する公益性の高い事業が可能となることから本提案を行う。	沖縄県	与那国町	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1113070	国境離島の振興等に資する期間限定・需要創出型トライアル開港	<p>関税法による「開港」指定については、外国貿易船の入港数、取扱貨物量など開港に見合う一定程度の需要があることが充足要件となっている。しかし、不開港である間は、必要となる不開港出入許可に手間が掛かるなど、需要側への抑制効果も働き、国境地域に位置する与那国島の特性を活かした交流・交易等の阻害要因になっていると考えられること等から、3年程度を目安とした期間限定の開港指定を行い得ることとする。</p>	<p>与那国は関税法上の不開港のため、外国船入港には、税関長の不開港出入許可、船舶法上の特許が必要となり、需要に抑制効果が働いていると想定される。</p> <p>過去、台湾とは盛んな直接交易があった事、台湾と隣接しながら国内最果てに位置するために物流コストが高止まりしている事、姉妹都市花蓮市等から開港要請がある事等の事情に鑑み、3年程度を目安に期間限定のトライアル開港を行い、国境離島の需要・ポテンシャルを發揮する機会を確保する。</p> <p>尚、「まとまった行政需要があると判断できず、厳しい行財政下の開港はできない」とされた第7次提案への当局回答をふまえ、他地区にもある出張方式等による業務体制(常駐なきCIQ)を提案する。</p>	<p>世界には交流を通じて栄える国境地域が数多く見られるが、わが国外海離島等における地域活力の低下など 国境地域の疲弊 は、当該地域の問題にとどまらず、国土・国益に関わる重大な課題と認識される。与那国町では、疲弊する国境離島の再チャレンジとして、アジア地域に近接する日本最西端の立地条件を活かした交流と地域再生の方策となる「国境離島型開港」の実現を目指している。</p> <p>本特区提案は、かかる目標到達への実践的取組み(トライアル)となるものであり、特に、与那国開港に関わる今般の顕在的及び潜在的需要(姉妹都市花蓮市等からの開港要請、増加するクリアランス船等の動向、国際防災協力の伴う関連物資等の運搬、その他)に積極的に対応し、かつ、新規需要の創出を念頭に期間限定の開港指定を提案する。</p> <p>国境離島の振興と生活圏の回復、持続可能なフロントラインアイランドの形成に資する具体案として、政策的・総合的な検討を要望する。</p>	沖縄県	与那国町	財務省
1020010	在日米軍返還地にある県営公園の市町村移管時の無償貸付条件の特例措置	<p>在日米軍から返還された土地において、県が整備した公園を地元市町村に移管する場合に、利用目的を変更しない事を前提に、市町村において追加の買取費用負担が発生しない措置(無償貸付)を講じる。</p>	<p>在日米軍から返還された財務省所管普通財産(土地)を公園として利用する際、1/3は地方公共団体が国から取得(時価買取)する必要があり、残り2/3につき国から地方公共団体への無償貸付が認められる。</p> <p>埼玉県内で上記に基づき整備された県営公園の市町村への移管について、県所有の1/3部分の市町村への無償譲渡と、残り2/3部分の国から市町村への無償貸付を想定して関東財務局と協議したところ、通達「返還財産の処分条件について」に基づき、県と市町村は別の法人であるため、現在無償貸付を受けている2/3部分のうちの更に1/3については、市町村による新たな時価買取が必要になるとの解釈があった。</p> <p>県としては当該2/3部分についても、国から市町村への無償貸付が可能となる措置を提案する。</p>	<p>埼玉県では地元利用の多い小規模公園については、利用者の意向をより反映したサービスの提供が図られることから市町村への移管を推進しており、地元市町村からも県営公園の移管が求められている。</p> <p>また、本件に関して国は当該土地に対する3分の1の対価を既に得ており、公園という利用実態は何ら変わらないにもかかわらず、公園開設当初の県民負担に加え、同一県内の地元市民が二重に費用負担を行うことは不合理である。また、県に対して実施している無償貸付の相手先が市町村になるだけのことであり、国に対し新たな財政負担を求めるものではない。</p> <p>現在の地方分権や三位一体改革の流れを踏まえ、行政サービスを都道府県からより住民に近い市町村へ移管し、住民サービスの向上も図られることは明らかであるため、その障壁となっている規制につき、当該特例措置を提案するものである。</p>	埼玉県	埼玉県	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1079010	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の為の情報公開に関する事項	情報公開制度上、情報公開法の適用が除外されているものに登記簿等と記載されているが、東京都練馬区内の政府未利用地を含む国有地等の情報公開を求める。	練馬区内に所在する未利用国有地(6件)の情報 一般には情報公開されていない未利用国有地及び一軒家物納物件の情報 宿舎用地で今後利用形態が見直される予定の国有地 以上の3点について情報公開を求めたいが、登記簿等については情報公開法の適用が除外されているため、この部分の規制を緩和して頂きたい。これにより、国有地等の情報が明らかになれば、区のみまちづくりに有効的に利用が図られ、虫食い状態の政府未使用地等未利用地の解消にもなる。(別様資料:5)	練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適用が除外され、また、一部公開されている情報も競売等売却情報が大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用に係らず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づく入手は困難である。そこで、まちづくりの核として利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。	東京都	すずしろ環境開発事業協同組合	総務省 法務省 財務省
1079020	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の為の政府未利用地を含む国有地等の利用に関する事項	練馬区内に存在する政府未利用地を含む国有地等を練馬区民のために担保し、練馬区民及び練馬区がその土地を優先的に利用できることを求める。優先的に利用とは、未利用国有地の入札に関し、一般競争入札ではなく、利用形態を優先した入札、提案型入札を求める。また、未利用地でない場合も、練馬区民限定で期間限定の緑地利用を求める。	現在43箇所64,823.06㎡の憩いの森が区によって設置管理されている。また、区は「緑比率30%目指す」考えのあることが日本経済新聞(朝刊)に示されている。そこで、区内に存在する政府未利用地を含む国有地等に対し、区民及び区が提案型入札もしくはその土地を優先的に利用できることを求めるものである。それを核とし、まちかど防災拠点広場を形成が可能となれば、その設置管理運営を通じ、地域社会に新しいコミュニケーションが生まれ活発化する。(別様参照:1)	23区中第2位の住民を要しているが、昼間人口と夜間人口の差は、夜間人口ランキング23区中第1位となっている。都内では特に人口の分散化・拡散化が進み、ホテル家族やコンビニ家族という言葉も生まれているが、人口動態的にその一番顕著に現れているのが練馬区とも捉えられる。このような地域では既に従来のまちづくりでは、地域の人々につながりを持たせることは出来ず、再構築の時期が訪れている。そのため、区民のご近所パワーで区の災害弱者対策を核にした防災計画を見直し、住み続けられるまちづくりを行うための核として、政府未利用地を含む国有地等を利用する。(別様参照:2)	東京都	すずしろ環境開発事業協同組合	財務省

07 財務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1109350	地震保険契約金の火災保険契約金額上限50%の緩和	地震保険は、政府が再保険を引受けていることから、建物の補償額、総支払金額、そして火災保険契約金額の30%～50%など、補償の上限が設定されている。都市圏での大地震などは、巨額な損害が想定される為、上限を設定することは不可欠であるが、建物の性能や震災の規模によっては、100%補償が可能であることから、火災保険契約金額50%の条件付緩和を実現する。	建物の性能基準、震災による総損害額に一定の基準、規模を設定し、場合によっては火災保険契約金額の100%補償を可能にする処置を実現する。	地震大国日本では、地震リスクに関して、政府としてもより検討すべき課題であり、自助努力により生活の安定を計ろうとする国民に対しては、より完全な補償の実現を便宜すべきである。2006年には、火災保険加入者のうち地震保険加入率は前年度より2.9%高い140.3%で初めて40%を超え、関心は高まっているが、まだまだである。保険料も全国平均で7.7%値下げされているが、補償範囲も再検討し、地震保険の加入率アップを目指す。	東京都、新潟県	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省
1109360	地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象の一部緩和	地震保険適用範囲を居住物件のみとせず、一部、民間の介護施設、病院などの緊急性や公共性に応じて適用範囲を広げる。	一定条件を定め、地域的に不可欠だと判断される民間施設に対し、地震保険の優遇処置を設け、地震リスク回避を地方自治体と民間レベルで構築できる。	地震保険は工場、事務所などの住居として使用されていない建物は、地震保険は加入出来ない。しかし、人命に関わり、且つ公共性の高い民間施設に措いては一部緩和の検討が必要である。特に高齢化社会へと進む日本に於いて、災害後の高齢者の受入施設確保が急務になると想定されるため。	東京都、新潟県	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省